

# 第5章

## 心地よい生活空間の創生

### 第1節

### 豊かな住生活の実現

#### 1 住生活の安定の確保及び向上の促進

令和3年3月に閣議決定した、3年度から12年度を計画期間とする住生活基本計画（全国計画）において、「社会環境の変化」の視点から1)「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現、2)頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保、「居住者・コミュニティ」の視点から3)子どもを産み育てやすい住まいの実現、4)多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり、5)住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備、「住宅ストック・産業」の視点から6)脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成、7)空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進、8)居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展という8つの目標と基本的な施策を位置づけており、この計画に基づき、社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活の実現に向けて、施策を推進している。

図表 II-5-1-1 新たな住生活基本計画

住生活基本法 平成18年6月施行	住生活基本計画（全国計画） 【計画期間】平成28年度～37年度	おおむね5年毎に見直し	新たな住生活基本計画（全国計画） 【計画期間】令和3年度～令和12年度
<p><b>① 「社会環境の変化」の視点</b></p> <p><b>目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅内テレワークスペースの確保等、職住一体・近接、非接触型の環境整備</li> <li>○国民の新たな生活観をかなえる地方、郊外、複数地域での居住を推進</li> <li>○新技術を活用した住宅の「契約・取引」、「生産・管理」プロセスのDXの推進</li> </ul> <p><b>目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体の地域防災計画等を踏まえ、避難施設と連携した住宅改修や盛土等による浸水対策の推進</li> <li>○災害の危険性の高いエリアでの住宅立地を抑制・安全な立地に誘導。既存住宅の移転の誘導</li> <li>○住宅の耐風性・耐震性、レジリエンス機能の向上</li> <li>○危険な密集市街地の解消</li> <li>○被災者の応急的な住まいを早急に確保</li> </ul>	<p><b>② 「居住者・コミュニティ」の視点</b></p> <p><b>目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てしやすい家事負担の軽減に資するリフォームの促進</li> <li>○若年・子育て世帯のニーズもかなえる住宅取得の推進</li> <li>○良質で長期に使用できる民間賃貸ストックの形成</li> </ul> <p><b>目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリー性能・良好な温熱環境を備えた住宅整備</li> <li>○住宅団地の建替え等における医療福祉等の拠点整備</li> <li>○三世代同居や近居等により、多世代がつながり交流するミクスコミュニティの形成</li> </ul> <p><b>目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公営住宅の建替え、長寿命化等のストック改善</li> <li>○地方公共団体と民間団体が連携したセーフティネット登録住宅の活用</li> <li>○多様な世帯のニーズに応じてUR賃貸住宅を活用</li> <li>○住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による支援体制の確保</li> </ul>	<p><b>③ 「住宅ストック・産業」の視点</b></p> <p>気候変動問題について、パリ協定、IPCC報告を踏まえ、我が国もカーボンニュートラルを宣言し、対策が急務</p> <p><b>目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化</li> <li>・既存住宅の性能等の情報を購入者に分かりやすく提示</li> <li>・既存住宅の瑕疵保険充実や紛争処理体制の拡充等</li> <li>○適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生の円滑化</li> <li>○世代をこえて取引されるストックの形成</li> <li>・CO<sub>2</sub>排出量の少ない長期優良住宅、ZEHストックの拡充、LCCM住宅の普及、省エネ基準の義務づけ等</li> <li>・省エネルギー対策の強化に関するロードマップの策定</li> <li>・V2Hの普及、CLTを活用した中高層住宅の木造化</li> </ul> <p><b>目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体と地域団体等が連携し、空き家の発生抑制、除却等を推進</li> <li>○中心市街地等において、空き家・空き地の一体的な活用等による総合的な整備</li> </ul> <p><b>目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大工等の担い手の確保・育成、和の住まいの推進</li> <li>○生産性・安全性の向上に資する新技術開発の促進</li> </ul>	

### (1) 目標と基本的施策

#### ① 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現

働き方改革の進展やコロナ禍を契機として、多様な住まい方、新しい住まい方への関心が高まる中、地方、郊外、複数地域での居住など、国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化を推進している。また、家族構成、生活状況、健康状況等に応じて住まいを柔軟に選択できるよう、既存住宅市場・賃貸住宅市場の整備を推進している。

さらに、社会経済のDXの進展等を踏まえ、住宅分野においても、契約・取引プロセスのDXや生産・管理プロセスにおけるDXを推進している。

#### ② 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

安全な住宅・住宅地の形成に向けて、ハザードマップの整備・周知をはじめとする災害リスク情報の提供、防災・まちづくりと連携し、ハード・ソフト組み合わせた住宅・住宅地の浸水対策の推進とともに、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消、住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上等に取り組んでいる。

また、災害発生時には、今ある既存住宅ストックの活用を重視して被災者の住まいを早急に確保することとしている。

#### ③ 子どもを産み育てやすい住まいの実現

子どもを産み育てやすく良質な住宅が確保されるよう、子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進とともに、若年世帯・子育て世帯のニーズにあわせた住宅取得の推進、子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進に取り組んでいる。また、良質で長期に使用できる民間賃貸住宅ストックの形成と賃貸住宅市場の整備を推進している。

あわせて、子育てしやすい居住環境の実現とまちづくりに向けて、住宅団地の建替えや再開発等における子育て支援施設・公園・緑地、コワーキングスペースの整備など、職住・職育が近接する環境の整備とともに、地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進等を行っている。

#### ④ 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり

高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保に向けて、バリアフリー性能や良好な温熱環境を備えた住宅の整備・リフォームを促進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅等について、地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示を推進している。

また、三世帯同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住替えが行われるとともに、家族やひとの支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流するミクストコミュニティの形成等を推進している。

#### ⑤ 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保に向けて、公営住宅の計画的な建替え等やストック改善を推進するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅（令和2年度末時点で390,471戸登録）の活用を進め、地方公共団体のニーズに応じて家賃低廉化を行っている。

また、住宅確保要配慮者の入居・生活支援として、地方公共団体の住宅・福祉・再犯防止関係部局、

居住支援協議会（令和2年度末時点で105協議会（47都道府県、60市区町村）が設立）、居住支援法人（令和2年度末時点で380法人を指定）等が連携して、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時対応や就労支援等を行っている。

## ⑥脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成

### （ア）既存住宅流通の活性化

既存住宅流通の活性化に向けて、基礎的な性能や優良な性能が確保された既存住宅の情報が購入者に分かりやすく提示される仕組みを改善し、購入物件の安心感を高める。具体的には、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅の構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅（「長期優良住宅」）の普及を図ってきたところ（認定長期優良住宅のストック数（令和元年度末時点）：113万戸）。また、既存住宅に関する瑕疵保険の充実や紛争処理体制の拡充等により、購入後の安心感を高めるための環境整備に取り組んでいる。

こうした中、長期優良住宅の普及促進、既存住宅に係る紛争処理機能の強化等を通じ、優良なストックの形成と住宅の円滑な取引環境の整備を図ることにより、質の高い既存住宅の流通を促進するため、「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

加えて、既存住宅流通の活性化には、良質な既存住宅が適正に評価される環境を整備することも重要である。そのため、宅地建物取引業者や不動産鑑定士の適正な評価手法の普及・定着を進め、建物の性能やリフォームの状況が評価に適切に反映されるよう取り組んでいる。また、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の仕組みを一体的に開発・普及等する取組みに対し支援を行っている。

### （イ）長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生円滑化

適切な維持管理・修繕がなされるよう、住宅の計画的な点検・修繕と履歴情報の保存を推進している。加えて、耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えに対して補助・税制面での支援を行い、安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新を図っている。

また、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく管理計画認定制度等により、マンション管理の適正化や長寿命化、再生の円滑化を推進している。

### （ウ）世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、長期優良住宅ストックやZEHストックの拡充等に取り組むとともに、住宅の省エネルギー基準の義務づけを含めた更なる対策の強化を検討することとしている。

また、炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及や、CLT等を活用した中高層住宅等の木造化等により、まちにおける炭素の貯蔵を促進している。

## ⑦空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進

平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家の所有者等による適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす管理不全空き家の除却等や、特定空家等に係る対策の強化を進めている。また、立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活

用を推進している。

### ⑧居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

居住者の利便性や豊かさを向上させるために欠かせない住生活産業については、その担い手の確保・育成を図るとともに、更なる成長に向けて新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備に取り組んでいる。

## (2) 施策の総合的かつ計画的な推進

### ①住宅金融

消費者が、市場を通じて適切に住宅を選択・確保するためには、金利や家賃等に関する理解を深め、短期・変動型や長期・固定型といった多様な住宅ローンが安定的に供給されることが重要である。

民間金融機関による相対的に低利な長期・固定金利住宅ローンの供給を支援するため、(独)住宅金融支援機構では証券化支援業務(フラット35)を行っている。証券化支援業務の対象となる住宅については、耐久性等の技術基準を定め、物件検査を行うことで住宅の質の確保を図るとともに、耐震性、省エネルギー性、バリアフリー性及び耐久性・可変性の4つの性能のうち、いずれかの基準を満たした住宅の取得に係る当初5年間(長期優良住宅等については当初10年間)の融資金利を引き下げるフラット35Sを実施している。

また、同機構は、高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保するため、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ<sup>注1</sup>型住宅ローンの供給の支援(リ・バース60)を行っている。

さらに、災害復興住宅融資やサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資等、政策的に重要でかつ民間金融機関では対応が困難な分野について、直接融資業務を行っている。

### ②住宅税制

令和3年度税制改正において、住宅ローン減税について、契約期限(注文住宅は令和2年10月から3年9月まで、分譲住宅等は2年12月から3年11月まで)と入居期限(3年1月から4年12月まで)を満たす者に現行の控除期間13年の措置を適用するとともに、住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置について、3年4月から3年12月までに住宅取得等に係る契約を締結した場合2年度と同額の非課税限度額(最大1,500万円)が措置された。また、これらの特例に係る床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の場合に、50㎡以上から40㎡以上へと緩和された。

## 2 良好な宅地の供給及び活用

### (1) 地価の動向

令和3年地価公示(3年1月1日時点)によると、全国の地価は、全用途平均は6年ぶり、住宅地は5年ぶり、商業地は7年ぶりの下落となり、工業地は5年連続の上昇となったが上昇率は縮小した。新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に需要が弱含みとなっている背景として、住宅地については、雇用・賃金情勢が弱まり需要者が価格に慎重な態度となる中で、取引の減少、建築費等の上

**注1** 所有する住宅及び土地を担保に融資を受け、毎月利息のみを支払い、利用者(高齢者等)の死亡等で契約が終了したときに、担保不動産の処分等によって元金を一括して返済する金融商品。住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用する場合は、住宅の建設・購入等に関する融資に限られる。

昇などがあげられる。商業地については、店舗賃貸需要やホテル需要の減退、国内外の来訪客の減少により収益性が著しく低下していることなどがあげられる。

### (2) 宅地供給の現状と課題

人口・世帯の動向を踏まえた宅地施策を着実に推進している。具体的には、宅地開発に関連して必要となる公共施設の整備を支援すること等により、良好な居住環境を備えた宅地の供給を促進している。

### (3) 定期借地権の活用

借地契約の更新が無く、定められた契約期間で確定的に借地契約が終了する定期借地権は、良好な住宅取得を低廉な負担で実現する上で有効な制度である。

同制度の円滑な普及に向け、「公的主体における定期借地権の活用実態調査」を行っている。

### (4) ニュータウンの再生

高度成長期等において大都市圏の郊外部を中心に計画的に開発された大規模な住宅市街地（ニュータウン）は、急速な高齢化及び人口減少の進展を背景に地域の活力の低下等の課題を抱えており、老朽化した住宅・公共施設の更新や生活を支える機能の充実等を通じて、誰もが暮らしやすい街へと再生を進めていく必要がある。

また、ニュータウンの再生に資するよう、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組みを推進するため、地方公共団体、民間事業者等からなる「住宅団地再生」連絡会議を設立し、推進の手法や取組み事例に関する情報提供及び意見交換等を行っている。

## 第2節

## 快適な生活環境の実現

### 1 緑豊かな都市環境の形成

都市公園等については、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市環境の形成、都市の防災性の向上、地域の観光拠点・賑わい拠点など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であり、全国の国営公園の計画的な整備のほか、地方公共団体による都市公園等の整備を社会資本整備総合交付金等により支援している。

また、平成28年4月の社会資本整備審議会の「新たな時代の都市マネジメント小委員会」において、今後の都市公園等のあり方として、ストック効果の向上、官民連携の加速、都市公園等の一層柔軟な活用等の方針が示された。令和元年度末現在の都市公園等整備状況は、111,525箇所、約128,264haとなっており、一人当たり都市公園等面積は約10.7m<sup>2</sup>となっている。また、国営公園は、17公園が

#### 【関連リンク】

国営公園 日本の国営公園 公園とみどり（再掲） URL：[https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p\\_kokuei/nihon/](https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_kokuei/nihon/)



緑陰施設でつくる まちなかみどりのクールスポット（再掲）  
URL：<https://youtu.be/pheqEhOAIuc>

開園しており、年間利用者数については、令和元年度は約3,878万人であった。

都市における緑地等については、地球温暖化や生物多様性の保全等の地球環境問題への適切な対応、良好な自然的環境の保全・創出による緑豊かな都市環境の実現を目指し、市町村が策定する緑の基本計画等に基づく取組みに対して、財政面・技術面から総合的に支援を行っている。

また、緑地と農地が調和した良好な都市環境の形成や都市農業の有する多様な機能の発揮に資する取組みについて調査を実施するなど、都市と緑・農が共生するまちづくりの実現に向けた取組みを進めている。併せて、緑に関する普及啓発として、全国「みどりの愛護」のつどいや全国都市緑化フェア等の行事等を開催するとともに、緑化を進める方々への各種表彰や、企業自らの緑化・緑地保全に対する取組みの評価・認証等、様々な施策を展開している。

緑豊かな都市環境の形成をより一層図るためには、公園、緑地、農地等のオープンスペースの多面的な機能の発揮が必要であり、一人当たり公園面積が少ない地域の存在や、公園施設の老朽化の進行、都市の貴重な緑地である都市農地の減少など様々な課題への対応が必要とされている。また、平成28年5月には、都市農業振興基本計画を閣議決定し、都市政策上、都市農地の位置付けを都市に「あるべきもの」へと転換し、必要な施策の方向性を示したところである。

これらを背景に、都市における緑地の保全及び緑化の推進並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として、NPO法人等の民間主体が空き地等を活用し、公園と同等の緑地空間を整備して、住民に公開する市民緑地設置管理計画の認定制度や、公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度、農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度の創設、生産緑地地区の面積要件の緩和等を内容とする「都市緑地法等の一部を改正する法律」が30年4月1日までに施行されたことから、市民緑地設置管理計画の認定制度の説明会を開催するとともに、各制度を活用した都市農地の保全について地方自治体への周知・徹底に努めた。

図表 II-5-2-1

観光振興の拠点となっている国営ひたち海浜公園のみはらしの丘  
(茨城県ひたちなか市)



## 2 歩行者・自転車優先の道づくりの推進

### ①人優先の安全・安心な歩行空間の形成

安全・安心な社会の実現を図るためには、歩行者の安全を確保し、人優先の安全・安心な歩行空間を形成することが重要である。特に通学路について、平成24年度に実施した緊急合同点検の結果等を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して、歩道整備、路肩のカラー舗装、防護柵の設置等の交通安全対策を実施するとともに、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組みにより、子どもの安全・安心を確保する取組みを推進している。

その他、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について、電柱が車両の能率的

な運行や歩行者の安全かつ円滑な通行の支障となっているときは、道路上における電柱の占用を禁止する取組みを実施している。

### ②子供の移動経路、生活道路のエリア等における交通安全対策の推進

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）を踏まえた交通安全対策を推進している。特に、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」の結果を踏まえ道路管理者による対策を実施する箇所（約28,000箇所）について、早期の対策完了を目指している。

また、一定の区域において関係機関等との合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策（速度低下、進入抑制等を促す面的対策や歩道の設置等）を支援する個別補助制度を創設した。

### ③安全で快適な自転車利用環境の創出

過去10年間で自転車に関係する事故件数は、概ね半減しているが、自転車対歩行者の事故件数はほぼ横ばいとどまっている状況であり、より一層安全で快適な自転車の利用環境整備が求められている。このため、警察庁と共同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知を図っている。また、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）により定められる自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワーク計画の作成や車道通行を基本とする自転車通行空間の整備を一層推進するとともに、自転車の交通ルール遵守の効果的な啓発や、自転車を活用した地域の観光振興に資する情報発信等、自転車の活用の推進に関する取組みを進めている。

### ④多様なニーズに応える道路空間の実現

「道路法等の一部を改正する法律」を令和2年度に公布、施行し、人々が集い、多様な活動を繰り広げる、賑わいのある道路を構築するための指定制度として歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を創設した。また、社会の変化に伴い「賑わい」「安全」「新たなモビリティへの対応」など多様化する道路へのニーズに対応するため、地域内の各道路での機能の分担や場所や時間に応じた道路の柔軟な使い分けなどの検討を推進している。

### ⑤わかりやすい道案内の推進

地図を用いた案内標識（地図標識）を交通結節点や観光地に設置できるように基準を改定し、訪日外国人等の公共交通機関の乗り換えやまちあるき等の支援を進めている。

### ⑥柔軟な道路管理制度の構築

自動車交通の一層の円滑化と安全に加え、安全な歩行空間としての機能や地域のにぎわい・交流の場としての機能等の道路が有する多様な機能を発揮し、沿道住民等のニーズに即した柔軟な道路管理ができるよう、（ア）指定市以外の市町村による国道又は都道府県道の歩道の新設等の特例、（イ）市町村による歩行安全改築の要請制度、（ウ）NPO等が設置する並木、街灯等に係る道路占用の特例、

【関連リンク】  
自転車活用推進官民連携協議会（再掲） URL：<https://www.jitensha-kyogikai.jp/>

(エ) 道路と沿道施設を一体的に管理するための道路外利便施設の管理の特例、(オ) 道路協力団体が設置する施設等に係る道路占用の特例、(カ) 道を活用した地域活動における道路占用許可の弾力的な運用等を実施している。

## コラム

### 地域を豊かにする歩行者中心の道へ

# Column

国土交通省では、令和2年6月5日から、直轄国道において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用に対する占用許可基準を緩和する特例措置を導入したほか、地方公共団体に対しても、同様の措置の実施の検討を依頼しました。3年1月19日までに、全国で約360カ所（直轄国道19カ所含む）で路上利用の取組が実施されました。

また、コロナ占用特例と併せ、「道路法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第31号）が2年11月25日から施行されたことに伴い、賑わいのある道路を構築するための制度として、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度を創設しました。ほこみち制度によって、歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定め、その内に歩行者の利便増進に資する特定の施設等を占用する場合、占用許可基準が緩和され、オープンカフェ等の占用がより柔軟に認められるようになります。また、占用者を公募により選定することで民間の創意工夫を活用しやすくなるほか、最長20年の占用が可能となり、テラス付き飲食店等、高額な初期投資を要する施設も参入しやすくなります。

新型コロナウイルス感染拡大対策として国土交通省及び各自治体で実施されたコロナ占用特例について、特例措置の終了後も沿道飲食店等の路上利用を継続できるよう、ほこみちへの移行及び同制度の普及を促進し、地域の魅力向上、活性化を推進します。

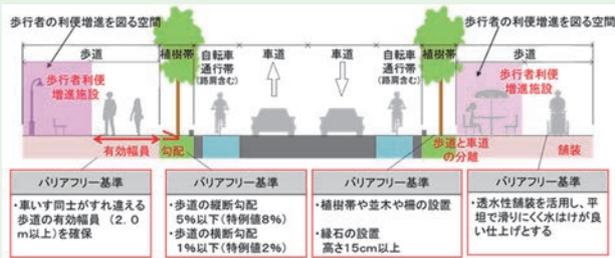
コロナ占用特例実施事例（栃木県宇都宮市）



コロナ占用特例実施事例（長野県松本市）



歩行者の利便増進のための道路構造



利便増進のための占用を誘導する特例区域



## 第3節

## 利便性の高い交通の実現

## II

## 第5章

## 心地よい生活空間の創生

## (1) 都市・地域における総合交通戦略の推進

安全で円滑な交通が確保された集約型のまちづくりを実現するためには、自転車、鉄道、バス等の輸送モード別、事業者別ではなく、利用者の立場でモードを横断的にとらえる必要がある。このため、地方公共団体が公共交通事業者等の関係者からなる協議会を設立し、協議会において目指すべき都市・地域の将来像と提供すべき交通サービス等を明確にした上で、必要となる交通施策やまちづくり施策、実施プログラム等を内容とする「都市・地域総合交通戦略」を策定（令和3年3月現在114都市で策定・策定中）し、関係者がそれぞれの責任の下、施策・事業を実行する仕組みを構築することが必要である。国は、同戦略に基づき実施されるLRT<sup>注2</sup>等の整備等、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を支援することとしている。

## (2) 公共交通の利用環境改善に向けた取り組み

地域公共交通の利用環境改善や訪日外国人旅行者の受入環境整備を促進するために、LRT、BRT、キャッシュレス決済手段の導入等を支援している。令和2年度においては、富士急行及び沖縄都市モノレールでICカードシステムの導入等が行われている。

## (3) 都市鉄道ネットワークの充実

既存の都市鉄道ネットワークを有効活用しつつ速達性の向上を図ること等を目的とする都市鉄道等利便増進法を活用し、神奈川東部方面線（相鉄～JR・東急直通線）の整備を進めており、相鉄・JR直通線が先行して開業しているほか、引き続き、令和4年度開業に向けて相鉄・東急直通線の整備を進めていく。

平成28年4月には交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」が取りまとめられ、国際競争力の強化に資する都市鉄道等、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿が示されたところであり、その実現に向けた取り組みを推進していく。

また、これまで大都市圏の鉄道において慢性的に続いていた通勤混雑は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出・移動の自粛により緩和された。今後、テレワーク等の新たな働き方の進展など社会情勢が変化していく中、鉄道のサービス水準向上のため、ポストコロナ時代における鉄道の利用実態を踏まえ、企業や利用者の理解の下、分散乗車・混雑緩和等の方策を検討するとともに、これらを実現するための鉄道運賃のあり方について検討を行う。

## (4) 都市モノレール・新交通システム・LRTの整備

少子高齢化に対応した交通弱者のモビリティの確保を図るとともに、都市内交通の円滑化、環境負荷の軽減、中心市街地の活性化の観点から公共交通機関への利用転換を促進するため、LRT等の整備を推進している。令和2年度は、各都市において都市モノレール・新交通システムの延伸事業や路面電車のバリアフリー化が進められるなど、公共交通ネットワークの再構築等が進められている。

注2 Light Rail Transit の略で、低床式車両（LRV）の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム

### (5) バスの利便性の向上

バスについては、公共車両優先システム（PTPS）やバスレーン等を活用した定時性・速達性の向上、バスの位置情報を提供するバスロケーションシステム、円滑な乗降を可能とするICカードシステムの導入等を行い、利便性の向上を図っている。

## II

### 第5章

#### 心地よい生活空間の創生